

令和 6 年度 第 1 回 定期総会 議事録

| 開催日時 | 令和 6 年 6 月 8 日(土)13:30~15:00 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----|------|---------------------|----|-----------------------------|----|------------------------|----|--------------------------|----|--|----|
| 開催場所 | 志津まちづくりセンター大会議室 | | | | | | | | | | | | |
| 出席代議員 | 42 名中 41 名出席(出席 32 名、委任状出席 9 名) 過半数以上出席で定期総会は成立 | | | | | | | | | | | | |
| 記録 | 事務局 木村 | | | | | | | | | | | | |
| 議事可/否決 | <table border="1"><thead><tr><th>議案</th><th>可/否決</th></tr></thead><tbody><tr><td>第 1 号議案 令和 6 年度理事承認</td><td>可決</td></tr><tr><td>第 2 号議案 令和 5 年度収支決算及び会計監査報告</td><td>可決</td></tr><tr><td>第 3 号議案 令和 6 年度補正予算(案)</td><td>可決</td></tr><tr><td>第 4 号議案 令和 6 年度特別会計予算(案)</td><td>可決</td></tr><tr><td>報告事項 『(仮称)新志津運動公園と里山保全管理組織の検討委員会』の発足について</td><td>承認</td></tr></tbody></table> | 議案 | 可/否決 | 第 1 号議案 令和 6 年度理事承認 | 可決 | 第 2 号議案 令和 5 年度収支決算及び会計監査報告 | 可決 | 第 3 号議案 令和 6 年度補正予算(案) | 可決 | 第 4 号議案 令和 6 年度特別会計予算(案) | 可決 | 報告事項 『(仮称)新志津運動公園と里山保全管理組織の検討委員会』の発足について | 承認 |
| 議案 | 可/否決 | | | | | | | | | | | | |
| 第 1 号議案 令和 6 年度理事承認 | 可決 | | | | | | | | | | | | |
| 第 2 号議案 令和 5 年度収支決算及び会計監査報告 | 可決 | | | | | | | | | | | | |
| 第 3 号議案 令和 6 年度補正予算(案) | 可決 | | | | | | | | | | | | |
| 第 4 号議案 令和 6 年度特別会計予算(案) | 可決 | | | | | | | | | | | | |
| 報告事項 『(仮称)新志津運動公園と里山保全管理組織の検討委員会』の発足について | 承認 | | | | | | | | | | | | |

質疑及び答弁は、次ページ参照、事前提出の質問・意見・要望についても答弁した内容を議事録に記載する。

◆会長挨拶

本日は、お忙しい中、令和6年度の第1回定期総会を開催しましたところ、お忙しい中多数の方にお集まりいただきありがとうございます。この定期総会では、令和5年度の会計の決算報告と令和6年度の補正予算(案)の議案審議が主な議案となります。それぞれの議案について、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◆議事

◇議長挨拶（U理事）

ただいま、ご指名を頂きました「U」です。議事がスムーズに進行できますよう、皆さまのご協力をお願いします。議事に入る前に、新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、できる限り、短時間で終わることができるよう、代議員の皆さまにはご協力をお願いします。また、説明および質問等におきましても簡潔に、併せてお願いします。

※各議案の提案内容は、議案書に基づいて説明。

◆第1号議案 「令和6年度理事承認」の質疑及び答弁

質問、意見、要望がないため、採決を取り、賛成多数で可決される。

◆第2号議案 「令和5年度収支決算及び会計監査報告」の質疑及び答弁

事前提出質疑

●質問①A代議員

志津学区内ではまち協会費 500 円の他に体育振興会会費 300 円、青少年育成地区民議会費 50 円、交通安全会会費 50 円で1世帯当たり 900 円納入する必要がある。

これらの会費の徴収が各町内会によって統一されていないと聞いていますが現状はどのように認識されていますか。また、町内会からのまち協会費の納入世帯数と広報配付世帯数に大きな乖離のある町内会が存在していますがどのように認識されていますか。

○答弁①

まち協会費をはじめ各団体の会費の徴収は各町内会にご協力して頂き徴収しています。そのため、町内会費に含めて徴収されている町内会や個別に徴収されている町内会等があることは認識しています。徴収方法については今後も町内会を通じて徴収して頂くことにしています。

同様に徴収の世帯数についても町内会からの納入世帯数で領収させて頂くことにしています。まち協の会員は、志津学区の住民世帯を対象としておりますのでそのことをご理解して頂きまち協会費についてもそのように認識して頂けますようお願い致します。

●質問②A代議員

志津まち協会員は、任意で加入することになっているのでしょうか。加入しなくてもよいのでしょうか。

○答弁②

質問①で答弁した通り、まち協の会員は、志津学区の住民世帯を対象としておりますので住民世帯は会員となります。しかし、会員＝会費納入世帯とはなっていない現状もありますので、会員＝会費納入世帯となるよう町内会と連携していきたいと考えています。

●質問③A代議員

志津まち協会費を払うメリットは何でしょうか。会費を払わなくてもまち協事業に参加できるのなら会費を払わない世帯が増えるのではないのでしょうか。

○答弁③

志津まちづくり協議会則に定めているまちづくり協議会の組織の目的のために事業を行っていることのご理解をお願いします。会費を払わなくてもまち協の事業に参加できるのなら払う必要がないと考えて頂くのではなく、会員の皆さんからの少しのご負担が多く集まって、まち協の事業の運営資金に繋がっていることのご理解をお願いします。

●質問④A代議員

志津まち協の運営資金の中で草津市からの交付金以外に自主財源が必要なのでしょうか。

○答弁④

草津市からの交付金は、事業活動に使用することができますが、制約もあります。そのため交付金では使用できない場合について自主財源で事業運営を行っております。他の学区で自主財源を確保されていない場合は交付金の使用できる範囲でしか事業運営ができないこととなります。幸い、志津学区は各町内会との連携で会費徴収の財源もあり交付金では使用できないところにも事業予算を充てることができています。その結果、今日のまち協事業が継続できておりますことをご理解をお願いします。

以上で質問、意見、要望がないため、採決を取り、賛成多数で可決される。

◆第3号議案 「令和6年度補正予算(案)」、
第4号議案 「令和6年度特別会計予算(案)」の一括質疑及び答弁
質疑

●質問①T代議員

指定管理業務収支予算(案)の支出の最下段に繰越金 878,611円とありますが、これは前年度からの繰越金であり、支出の科目に計上する場合は予備費ではないのでしょうか。

○答弁①

会計処理上、予備費の名目を使用できないことを会計事務所から指導頂いておりますので支出においても前年度の繰越金をそのまま繰越金として確保している意味でこのようにしていることをご理解をお願いします。意味合いとしては予備費とご理解頂いて構いません。

以上で質問、意見、要望がないため、採決を取り、賛成多数で可決される。

◆報告事項「(仮称)新志津運動公園と里山保全管理組織の検討委員会」の発足についての質疑及び答弁

●質問①T代議員

議案が報告事項として提案されているが、決定されていることとこれから検討していくことの説明をお願いします。

○答弁①

本件を報告事項にしているのは、令和6年2月の志津まちづくり計画推進会議の中で検討委員会を発足させることを決定しています。そのため、検討委員会を発足させることを理事会及び定期総会で報告する必要があるため報告事項にしています。

決定していることは、検討委員会を発足させること。検討委員会で何をいつまでに検討するのかについては計画として決定しています。しかし、新志津運動公園の移設と併せて移設先の残森林に里山保全ができる公園をどのように設立していくのか、そのために草津市とどのように協議していくのかについてはこれから決めていく必要があります。そのための予算も必要なことからいろいろな課題もたくさんあります。でも、私たちには、この機会に自然環境活動ができる公園をつくることで今後の志津のまちづくりに大きく寄与できると考えておりますのでご理解とご協力をお願いします。

事前提出質疑の一括答弁

●質問②T代議員

- ・当該管理組織は、志津運動公園の管理も行いますか。
- ・草津市側の所轄組織は確定していないのでしょうか。
- ・里山保全組織の登記とは法人化をすることでしょうか。法人化した場合の志津まち協との関係はどのようになるのでしょうか。

○答弁②

志津運動公園と残森林の里山保全の管理組織は別々に存在させることがよいと考えています。その理由は、志津運動公園は多目的グラウンドとして活用すること、里山保全の公園は自然環境活動のための公園として活用することになり、目的が異なるからです。そのための里山保全の公園についての草津市側の所轄組織は確定していません。一旦、志津運動公園の所轄組織を窓口として進めていきながら専属の所轄組織を設けて頂くよう草津市と協議していきます。

残森林を里山とするためには里山保全活動が必要となります。これを実現するためには永年に渡り活動できる組織が不可欠であり、法人化していく必要があると考えています。この管理責任者は草津市であり、志津まちづくり協議会は、協力する関係になればと考えています。

以上で質問、意見、要望がないため、承認される。

その他、議案と関係のない事前提出質疑の一括答弁

●質問①T代議員

青地城址の一般公開に関わる各種プロジェクトの連携について

- ・市内でも貴重な志津の里山の資源を活かした拠点が馬場町にあるが、限定された利用となっており一般公開されていないのは何故でしょうか。
- ・馬場町の里山を拠点としつつ、志津の他の地域にも広がるようお願いします。
- ・歴史と文化をまなぶ会では、8月3日(土)10時より青地城址の一般公開を行います。今回を契機に恒例事業としていきたいと考えています。それに先駆けて城山(里山)の整備を役員で行う予定です。チェーンソー技術講習会の参加者等に整備のご協力を頂くことは可能でしょうか。また、この青地城址の一般公開のチラシに志津まち協を協賛として組織名称を入れさせて頂きたい。

○答弁①

令和6年3月23日の定期総会に答弁しているところもごさいますが、現在の里山の活動拠点は、あくまで個人所有の森林を借用して活動していますので一般に開放することはできません。今後、志津運動公園の移設に合わせて新たな志津の里山を計画していますのでその中で広く活動ができるように計画したいと考えています。

8月3日の青地城址の一般公開を今後、恒例事業にしていきたいと考えておられますので是非、貴団体の継続事業とされることを期待しています。そのための整備についてチェーンソー技術講習会の参加者に協力してもらうことは講習会の目的とは異なりますのでご理解をお願いします。

貴団体へは団体交付金を支給していますので協賛という位置付けで志津まちづくり協議会が明示されることについては問題ございません。是非、多くの方がご見学に来られることを祈念しております。

●質問②T代議員

ホームページのタイムリーな更新については、3月の理事会でホームページの最新情報に都度更新していくことについて前向きな返答を頂きましたが、令和6年度以降更新がされておらず心寂しい限りです。月別のイベントも更新されておらず諸団体の活動が見えていません。引き続きタイムリーな更新をお願いします。

○答弁②

大変申し訳ございません。事務局の対応が不十分でしたので、担当職員を設けてイベントや新着情報はタイムリーに更新できるよう努めてまいりますので宜しくお願いします。

●質問③T代議員

情報プロジェクトの志津まち協LINEは充実していると思いますがLINE登録者数の状況と拡充についての考えを教えてください。

○答弁③

志津まち協LINEのLINE登録者数は、約450人弱であり伸び悩んでいると認識しています。まずは、既に登録者への有効情報や興味をもって頂けるような情報公開をタイムリーに行いながら口コミによる拡大や事業機会に宣伝することを継続していきたいと

考えていますのでご理解をお願いします。

●質問④T代議員

昨年度の志津ふれあい広場の出店料については志津社協は収益のための出店ではないのにテント使用料として1,350円支払っています。地域の団体からもテント使用料を支払う必要性について教えてください。

○答弁④

志津ふれあい広場実行委員会では、昨年度の出店では、地域ブースとマルシェブースの2種類に分けて募集をしております。志津社協さんについては、地域ブースということで、テント使用料1000円をいただいております。志津社協だけでなく販売等をされる場所については、出店料はいただくようにしています。ただし、販売品がある場合は出店料が必要となりますし、前日準備に協力いただける団体については、免除しています。また、イスと机を使用される団体については、その分の使用料をいただくことに実行委員会で決定していますのでご理解をお願いします。

以上

議事録署名人 青木 光 

議事録署名人 山本 久幸 